

資料編

1. 美しい山形をつくる基本条例
2. 計画策定の経過及び環境審議会等
3. 関連する計画
4. SDGs のゴールと施策との関連
5. 用語解説

1. 美しい山形をつくる基本条例

○美しい山形をつくる基本条例

昭和 63 年 3 月 22 日条例第 2 号

山形市民は、雪どけとともに一斉に咲き競う花々、緑あふれる山並みと清らかな水の流れ、あざやかな紅葉と澄みわたる青空、きらめく白銀の世界など四季に彩られた豊かな自然と、先人が築きあげた多くの歴史・文化遺産を受け継いできた。

このようなすぐれた環境は、市民の共有の財産であるとともに、心のふるさとであり、適正な配慮をもって護り、活かしていく必要がある。

さらに、環境と人間とは相互に影響し合い、一体のものであるとの認識に立って、我々は、健康で快適かつ文化的な生活を享受することができる良好な環境を創り、将来の市民に継承していかなければならない。

ここに、市長、市民及び事業者は、それぞれの責務を自覚し、互いに協調するとともに、すべての英知と総力を結集し、美しい豊かな環境の保全と創造に努めることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、市長、市民及び事業者が互いに協力してこの市の良好な環境の保全及び創造を図り、もって健康で快適かつ文化的な市民生活を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「良好な環境」とは、次に掲げる条件を満たしている環境をいう。

- (1) 事業活動その他の人の活動に伴い発生する公害等により、市民の健康及び生活が阻害されていないこと。
- (2) 生態系の調和が維持された豊かな自然が保全されているとともに、自然とのふれあいの場が確保されていること。
- (3) 身近な緑や水辺、潤いのある景観、優れた街並み等が保全又は整備され、快適性が確保されていること。
- (4) 歴史的・文化的な建造物、遺跡及びそれらと一体をなしている土地、樹木その他の物件が保全されていること。

(市長の責務)

第 3 条 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策（以下「環境施策」という。）を実施し、推進するものとする。

- 2 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する市民意識の高揚に努めるものとする。
- 3 市長は、必要に応じ、国、県及び近隣市町と連携して環境施策を実施及び推進するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、良好な環境を損うことのないよう、互いに配慮するものとする。

- 2 市民は、環境についての理解を深めるとともに、自ら進んで、良好な環境の保全及び創造に努めるものとする。
- 3 市民は、市長が実施する環境施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動により良好な環境を侵すことのないよう、自らの責任において、適切な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、積極的に良好な環境の保全及び創造に努めるものとする。
- 3 事業者は、市長が実施する環境施策に協力するものとする。

(目標の設定)

第6条 市長は、良好な環境を保全及び創造するために必要な目標を設定するものとする。

- 2 前項の目標は、適切な科学的判断を基にして設定されるとともに、自然的及び社会的状況の変化に応じ、必要な改定がなされるものとする。
- 3 市長は、目標を設定するに当たっては、必要に応じ、市民の意見を聴くものとする。

(環境計画の策定)

第7条 市長は、前条の目標の達成を目指した環境施策を総合的かつ計画的に実施及び推進するため、環境計画を策定するものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、環境計画の策定又は改定について準用する。

(特定環境地域等の指定)

第8条 市長は、環境施策を実施及び推進するために必要があると認めるときは、特定の地域、景観、建造物及び樹木等を特定環境地域等として指定することができる。

- 2 前項の特定環境地域等の保全に影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更建造物の建築、樹木の伐採その他の行為をしようとする者は、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(協定等の締結)

第9条 市長は、公害等の防止、自然環境の保全及び快適性のある環境の確保等のために必要があると認めるときは、市民及び事業者と協定等を締結することができる。

- 2 市民及び事業者は、市長が協定等の締結について協議を求めたときは、これに応じなければならない。
- 3 協定等を締結した市民及び事業者は、当該協定等を遵守しなければならない。

(指導、助言及び助成)

第10条 市長は、良好な環境の保全及び創造のために必要があると認めるときは、市民及び事業者に対し、指導、助言及び助成を行うことができる。

2 市長は、前項の指導、助言及び助成を行ったときは、必要な報告を求めることができる。

(監視、測定及び調査等)

第11条 市長は、環境の監視、測定及び調査の体制の整備に努めるとともに、環境に関する情報を体系的に収集及び整備するものとする。

2 市長は、必要に応じ、環境の監視、測定及び調査の結果並びに環境に関する情報を市民及び事業者に提示することができる。

(審議会等の設置)

第12条 市長は、必要に応じ、良好な環境の保全及び創造のための重要事項について審議する審議会その他の機関を設置することができる。

(勧告及び公表)

第13条 市長は、公害等により環境を著しく悪化させた者に対し、必要な勧告を行い、勧告に従わないときは、その内容及び氏名等を公表することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 計画策定の経緯及び環境審議会等

計画策定の経緯

開催日	審議内容等
令和元（2019）年 12月11日	環境対策連絡会議及び関係課長会議 <ul style="list-style-type: none"> ・「（第3次）山形市環境基本計画」の取組状況及び課題について ・「（仮称）第4次山形市環境基本計画」の策定について（基本的考え方、策定スケジュール）
12月24日	環境対策委員会（兼）環境審議会幹事会 <ul style="list-style-type: none"> ・「（第3次）山形市環境基本計画」の取組状況及び課題について ・「（仮称）第4次山形市環境基本計画」の策定について（基本的考え方、策定スケジュール）
令和2（2020）年 2月6日	山形市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・「（第3次）山形市環境基本計画」の取組状況及び課題について ・「（仮称）第4次山形市環境基本計画」の策定について（基本的考え方、策定スケジュール）
2月～3月	環境に関する市民意識調査の実施 （調査期間：2月10日～3月13日）
2月20日	環境対策連絡会議及び関係課長会議 <ul style="list-style-type: none"> ・「（仮称）第4次山形市環境基本計画」骨子案原案について
4月23日	山形市議会4月臨時会 環境建設委員会報告 <ul style="list-style-type: none"> ・「（仮称）第4次山形市環境基本計画」の策定について（基本的考え方、策定スケジュール）
6月10日	環境対策連絡会議 <ul style="list-style-type: none"> ・「（仮称）第4次山形市環境基本計画」骨子案について
6月30日	環境対策委員会（兼）環境審議会幹事会 <ul style="list-style-type: none"> ・「（仮称）第4次山形市環境基本計画」骨子案について
7月30日	山形市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・「（仮称）第4次山形市環境基本計画」について市長より審議会へ諮問 ・「（仮称）第4次山形市環境基本計画」骨子案について ・環境に関する市民意識調査結果報告
8月4日	山形市の環境に関する意見交換会 ～10年後の山形市の環境を考える～
9月8日	環境対策連絡会議 <ul style="list-style-type: none"> ・「（仮称）第4次山形市環境基本計画」素案について

開催日	審議内容等
9月28日	山形市議会9月定例会 環境建設委員会報告 ・「(仮称) 第4次山形市環境基本計画」策定に向けた環境審議会への諮問について ・「(仮称) 第4次山形市環境基本計画」骨子案について ・「環境に関する市民意識調査」及び「山形市の環境に関する意見交換会」の結果について
10月2日	環境対策委員会(兼)環境審議会幹事会 ・「(仮称) 第4次山形市環境基本計画」素案について
11月1日	広報やまがた 11月1日号 特集(見開き2ページ) 「環境に関する市民意識調査結果報告」
11月4日	山形市環境審議会 ・「(仮称) 第4次山形市環境基本計画」素案について
12月7日	山形市議会 12月定例会 環境建設委員会報告 ・「(仮称) 第4次山形市環境基本計画」素案について
12月8日	環境対策連絡会議、環境対策委員会(兼)環境審議会幹事会 ・「(仮称) 第4次山形市環境基本計画」素案(修正案)について
12月22日	山形市環境審議会 ・「(仮称) 第4次山形市環境基本計画」素案(修正案)について
令和3(2021)年 1月13日	環境対策連絡会議、環境対策委員会(兼)環境審議会幹事会 ・「(仮称) 第4次山形市環境基本計画」案について
2月4日	山形市環境審議会 ・「(仮称) 第4次山形市環境基本計画」案について ・答申案について
2月17日	山形市環境審議会【答申】 ・「(仮称) 第4次山形市環境基本計画」について市長に答申
3月17日	山形市議会3月定例会 環境建設委員会報告 ・「(仮称) 第4次山形市環境基本計画」案について
3月26日	第4次山形市環境基本計画の策定

山形市環境審議会委員（策定時）

根拠条例：山形市環境審議会条例

◎・・・会長 ○・・・副会長

◆第1号委員（知識経験を有する者） 12名

佐藤 清徳 市議会議員

佐藤 秀明 市議会議員

佐藤 亜希子 市議会議員

斎藤 淳一 市議会議員

櫻井 敬久 山形大学名誉教授（理学部）

◎伊藤 清郎 山形大学名誉教授（地域教育文化学部）

柳澤 文孝 山形大学理学部 地球環境学科 教授

三浦 秀一 東北芸術工科大学 建築・環境デザイン学科 教授

本木 康夫 東北文教大学 非常勤講師

志鎌 節郎 山形県立博物館 専門嘱託（植物）

山口 佳子 山形市医師会 理事

○峯田 典明 山形県弁護士会 弁護士

◆第2号委員（関係団体の代表者） 6名

高橋 和子 山形市消費者連合会 会長

長岡 恭子 山形商工会議所女性会 副会長

山崎 多代里 特定非営利活動法人 知音 理事長

鈴木 静子 JAやまがた山形地区女性部 副部長

土肥 由利子 特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド
山形市児童遊戯施設ベにっこひろば施設管理者

河合 麻衣 特定非営利活動法人環境ネットやまがた 主任

◆第3号委員（関係行政機関の職員） 1名

前田 学 山形県村山総合支庁保健福祉環境部 環境課長

山形市環境対策委員会及び環境対策連絡会議

◆環境対策委員会

委員長	環境部長
委員	総務部長
	財政部長
	企画調整部長
	市民生活部長
	健康医療部長
	福祉推進部長
	こども未来部長
	商工観光部長
	農林部長
	まちづくり政策部長
	都市整備部長
	消防長
	上下水道部長
	教育部長

◆環境対策連絡会議

議長	環境部環境課長
構成員	総務部総務課長
	総務部広報課長
	財政部財政課長
	企画調整部企画調整課長
	企画調整部文化振興課長
	市民生活部市民相談課長
	健康医療部健康増進課長
	環境部ごみ減量推進課長
	環境部廃棄物指導課長
	福祉推進部生活福祉課長
	こども未来部こども未来課長
	商工観光部雇用創出課長
	商工観光部観光戦略課長
	農林部農政課長
	農林部農村整備課長
	農林部森林整備課長
	まちづくり政策部まちづくり政策課長
	まちづくり政策部まちなみデザイン課長
	まちづくり政策部建築指導課長
	まちづくり政策部公園緑地課長
	都市整備部道路整備課長
	都市整備部河川整備課長
	都市整備部道路維持課長
	消防本部予防課長
	上下水道部総務課長
	上下水道部下水道建設課長
	教育委員会学校教育課長
教育委員会社会教育青少年課長	

3. 関連する計画

本計画の基本目標ごとの関連計画は、以下のとおりです。

〈関連計画の一覧〉

計画名	脱炭素社会	循環型社会	自然との共生	生活環境の保全	環境意識の向上	所管課
山形市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	○	○	○	○	○	環境課
山形市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	○	○	○	○	○	環境課
山形市一般廃棄物処理基本計画		○		○	○	ごみ減量推進課
山形市災害廃棄物処理計画	○					ごみ減量推進課
山形市地域防災計画	○					防災対策課
山形市公共施設等総合管理計画	○					企画調整課
山形市地域公共交通計画	○					企画調整課
山形市道の駅整備構想	○		○		○	企画調整課
山形市文化振興ビジョン				○	○	文化振興課
山形市文化財保護の方針				○		文化振興課
山形城跡保存管理計画				○		文化振興課
山形市中心市街地グランドデザイン	○			○		山形ブランド推進課
山形市中心市街地活性化基本計画	○			○		山形ブランド推進課
山形市観光基本計画					○	観光戦略課
山形市農業振興基本計画	○		○		○	農政課
山形農業振興地域整備計画			○			農政課
山形市6次産業化推進計画	○		○			農政課
山形市食育・地産地消推進計画	○		○		○	農政課
山形市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画			○			農村整備課
山形市農作物鳥獣被害防止計画			○			農村整備課
山形市森林整備計画	○		○			森林整備課
山形市の公共建築物等における木材利用促進に関する基本方針	○		○			森林整備課
山形市林道施設長寿命化計画			○			森林整備課
山形市都市計画マスタープラン	○		○	○		まちづくり政策課
山形市立地適正化計画	○		○	○		まちづくり政策課
山形市景観計画				○		まちなみデザイン課
山形しみどりの基本計画	○		○	○	○	公園緑地課
霞城公園整備計画				○		公園緑地課
山形市空家等対策計画				○		管理住宅課
山形市下水道（雨水）整備基本計画	○					河川整備課
山形市消雪道路整備計画	○					道路維持課
山形市無電柱化推進計画	○			○		道路維持課
山形市上下水道事業基本計画（後期計画）	○	○	○	○	○	上下水）経営企画課
山形市教育振興基本計画					○	教）管理課
美わし山形スクールエコプラン					○	学校教育課

※ 令和3（2021）年3月末時点における計画等を記載

4. SDGsのゴールと施策との関連

基本目標1 脱炭素社会

SDGs 17のゴール	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
施策	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1-1 省エネルギーの推進																	
(1) 建物等の省エネルギーの推進							○		○		○	○	○				
(2) 次世代自動車の普及促進							○		○		○	○	○				
(3) 環境に配慮したライフスタイルへの変革							○					○	○				
1-2 エネルギーの地産地消の推進																	
(1) 再生可能エネルギー等の導入促進							○		○		○	○	○		○		
(2) 分散型エネルギーの効率的利用の推進							○		○		○	○	○				
1-3 地球環境にやさしいまちづくりの推進																	
(1) まちのコンパクト化とネットワーク化の推進			○				○		○		○		○				
(2) 二酸化炭素吸収源の確保						○					○		○		○		
(3) 地域資源の有効活用と近隣自治体との連携							○	○	○		○	○	○				
(4) 先進技術の活用							○	○	○		○	○	○				
1-4 気候変動への適応																	
(1) 災害に強いまちづくりの促進									○		○		○				
(2) 適応策に関する情報の把握											○		○				

基本目標2 循環型社会

SDGs 17のゴール	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
施策	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
2-1 ごみ減量とリサイクルの推進																	
(1) ごみの発生抑制・排出抑制の推進								○				○	○	○	○		
(2) 再使用・再生利用の推進							○	○			○	○	○	○			
(3) 食品ロス削減の推進								○			○	○	○				
(4) プラスチック資源循環の推進						○		○			○	○	○	○			
2-2 廃棄物の適正処理の推進																	
(1) 一般廃棄物の適正処理の推進			○			○					○	○	○				
(2) 産業廃棄物の適正処理の推進			○			○					○	○	○				
(3) ボイ捨て・不法投棄対策			○			○					○	○	○				



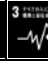














基本目標3 自然との共生

SDGs 17のゴール	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
施策																	
3-1 生物多様性保全の推進																	
(1) 生物多様性への理解の促進																	
(2) 動植物の生息・生育環境の保全																	
(3) 外来生物対策																	
3-2 自然環境が持つ多面的機能の維持・向上																	
(1) 農地の保全																	
(2) 森林の保全・育成・管理の推進																	
(3) 水辺環境の保全																	
3-3 野生動物との共生																	
(1) 鳥獣被害対策の強化																	
(2) 集団化した動物による生活被害の低減																	

基本目標4 生活環境の保全

SDGs 17のゴール	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
施策																	
4-1 安全安心に暮らせる良好な環境の保全																	
(1) 良好な生活環境の保全																	
(2) 地盤沈下の防止																	
(3) フロン類の漏えい防止																	
(4) 感染症に強いまちづくりの推進																	
4-2 清潔な環境の保全																	
(1) まちの美観の保全																	
(2) 生活マナー・モラルの向上																	
4-3 うるおいのあるまちづくりの推進																	
(1) 市街地緑化の推進																	
(2) 親水空間の保全																	
(3) 良好な景観形成の推進																	
(4) 歴史・文化の継承																	

基本目標5 環境意識の向上

SDGs 17のゴール	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
施策																	
5-1 環境情報の共有の推進																	
(1) 環境情報の収集と発信				○								○	○	○			
(2) 地域資源の情報発信				○				○				○					
5-2 多様な場での環境教育・学習の充実																	
(1) ライフステージに応じた環境教育・学習の推進				○								○	○	○			○
(2) 体験型学習の推進				○								○					○
5-3 自主的な環境保全活動と協働の推進																	
(1) 環境保全活動への支援												○	○				○
(2) 関係団体間の連携強化												○	○				○
(3) 環境保全活動を支える人材の育成				○								○	○				○

5. 用語解説

*1：地球温暖化

人間の活動の拡大により、二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。地球規模での温暖化が進むことで、海面上昇や干ばつなどを引き起こし、人や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

*2：脱炭素社会

化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化等を図ることにより、二酸化炭素の排出が実質ゼロとなる社会のこと。

*3：循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成12(2000)年に制定された「循環型社会形成推進基本法」で定義されている。

*4：山形市基本構想

目標年次を設定せず、将来にわたり市民が共有できるまちづくりの理念として定められているもの。めざす将来都市像は『みんなで創る山形らしさが輝くまち～健康医療先進都市～』。

*5：山形市発展計画2025

「第2期山形市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を兼ねた、令和2年から令和6年度までのビジョンや推進する取組みを定めた計画。

「山形市基本構想」に掲げた「健康医療先進都市」の確立に向けて、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」、「持続的発展が可能な希望あるまちづくり」、「発展計画を推進するための共通基盤づくり」を基本方針に掲げ、各種施策を推進することとしている。

*6：山形市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

「地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)」に基づき、本市全体の温室効果ガス総排出量の削減に関する総合的かつ計画的な施策を推進するための計画。「第4次山形市環境基本計画」の地球温暖化対策に関する内容を具体化するため、温室効果ガスの削減目標や、その達成に向けた基本方針等を示すことを目的としている。

*7：山形市役所地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

「地球温暖化対策推進法」に基づき、山形市役所における事務事業に伴い排出される温室効果ガスの抑制等を推進するための計画。自ら率先した省エネルギーや省資源の行動による温室効果ガス排出量の削減と、その取組みの公表等を通じ、市民・事業者の自主的な行動を促すことを目的としている。

*8：山形市都市計画マスタープラン

「都市計画法」に基づき、市民の意見を反映させながら、都市計画に関する基本的な方針を総合的かつ体系的に示すもの。その実現に向けた土地利用、道路、公園などのまちづくりに関する主要計画や具体的な各種施策は、この「都市計画マスタープラン」に即して進められる。

*9：山形市一般廃棄物処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく一般廃棄物の処理に関する長期的な計画。本市におけるごみの排出抑制や、リサイクル、適正処理の推進及び生活排水の処理率向上や適正処理に関する方針を定めている。

*10：山形市みどりの基本計画

「都市緑地法」に基づき、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に実施するための計画。独自性、創意工夫を発揮して、緑地の保全、公園緑地の整備、公共公益施設及び民有地の緑化推進まで、本市の「みどり」全般について、幅広く将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにし、市民と行政とが思いを共有し、一体となってみどり豊かなまちづくりを目指している。

*11：山形市地域公共交通計画

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、地域にとって望ましい公共交通ネットワーク及び交通サービスに関する「地域交通のマスタープラン」としての役割を果たす計画。山形市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において示される将来のまちづくりを支える、自動車に依存しない誰もが快適に移動できる環境を構築するため、公共交通ネットワークビジョン及び地域の移動手段を確保・充実するための取組みを示している。

*12：山形市農業振興基本計画

国の「食料・農業・農村基本計画」、県の「山形県農林水産業振興計画」、山形市の「山形市発展計画」と整合を図りながら、本市の農業振興を総合的に推進する計画。本市の農業が抱える課題の解決と地域の特性や「強み」を伸ばした施策を展開するため、10年後の農業ビジョンを明確にし、取り組む方向性と施策を示している。

*13：山形市森林整備計画

森林法に基づき、市長が市内の民有林について5年ごとに10年を1期として策定する計画。県知事が策定する最上村山地域森林計画に即し、伐採・造林・保育・作業路網等の整備に関する市の森林関連施策の指針等を定めている。

*14：山形市国土強靱化地域計画

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく国土強靱化地域計画として策定された計画。本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画。国土強靱化に係る各種計画等の指針となる。今後想定される大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「強靱な国土づくり」を推進することを目的としている。

*15：山形市景観計画

「景観法」に基づき、景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、その区域や基本的な方針、行為の制限に関する事項などを定める計画。本市の良好な景観を守るとともに、誇りと愛着の持てる景観を創出し、美しい景観を未来へ引き継いでいくことを目指している。

*16：エンパワーメント

社会的に不利な状況に置かれた人々が、自分自身で力をつけること。また、そのような過程を他者が側面から援助すること。

*17：レジリエンス

防災分野や環境分野において、国や地域の経済社会システムの抵抗力、回復力を指す概念。「国土強靱化（ナショナル・レジリエンス（防災・減災））推進に向けた考え方」の中で、いかなる大災害がおきようとも、人命は何としても守り抜く、行政・経済社会を維持する重要な機能が致命的な損傷を負わない、財産・施設等に対する被害をできる限り軽減し被害拡大を防止する、迅速な復旧・復興を可能にすることを基本方針とする「強くしなやかな（強靱な）国づくりを進めていくこととされている。レジリエントは形容詞。

*18：イノベーション

科学的な発見又は発明、新商品、新サービスの開発やその他の創造的活動を通じて新たな価値を生み出し、それを普及することによりもたらされる、経済社会の新たな変化。

*19：生態系

空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的な環境（無機物）が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのこと。

空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などのあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

*20：温室効果ガス

大気中の二酸化炭素（CO₂）やメタン（CH₄）などの太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガス。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7種類としている。

*21：気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

昭和 63（1988）年に、国際連合環〔境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

*22：カーボンニュートラル

市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの責任と定めることが一般に合理的と認められる範囲の温室効果ガス排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること、または他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部を埋め合わせた状態。

*23：燃料電池

水素と酸素との電気化学反応によって直接、電気エネルギーに変換する装置。従来の発電と比べて発電効率が高く、二酸化炭素も発生しない。

*24：企業統治

株主などの利害関係者によって企業が統制される仕組み。ESG 投資において、投資判断の指標の一つとされる。

*25：低炭素経済

技術・制度の革新、産業のモデルチェンジ、再生可能エネルギーの開発などさまざまな手段を通じて、石炭・石油などの化石燃料の消費を可能な限り削減し、社会の発展と地球環境の保全を両立させる経済発展体制を実現した経済社会。

*26 : SATOYAMA イニシアティブ

世界各地に存在する持続可能な自然資源の利用形態や社会システムを収集・分析し、地域の環境が持つポテンシャルに応じた自然資源の持続可能な管理・利用のための共通理念を構築し、世界各地の自然共生社会の実現に活かしていく取組み。里山など農林水産業などの人間の営みによって維持されてきた二次的自然地域は、多くの地域で持続可能な利用形態が失われ、地域の生物多様性に悪影響が生じており、世界各地の二次的自然地域において、自然資源の持続可能な利用を実現することが必要とされている。

*27 : グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組み。グリーンインフラによる地域課題への対応は、持続可能な社会や自然共生社会の実現、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資につながる。

*28 : 再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、資源が枯渇せず繰り返し使えるエネルギーのこと。発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しない。

*29 : ポストコロナ

世界的な新型コロナウイルス感染症拡大終息後の社会。首相官邸で行われている未来投資会議では、ウィズコロナ、ポストコロナ社会の基本理念として、①新しい働き方を定着させ（テレワーク・在宅勤務、時差出勤、兼業・副業等）、リモートワークにより地方創生を推進し、デジタル化を進めることで、分散型居住を可能とする社会像②変化への対応力があり、強靱性・復元力を持った長期的な視点に立った社会像③眼

前の利益にとらわれず、長期的なビジョンに立った企業像、④脱炭素社会・循環経済の実現も含め、持続可能性を持った社会像の設計が求められている。

*30 : AI

人工知能。Artificial Intelligence（アーティフィシャル・インテリジェンス）の略称。知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学技術のこと。

*31 : IoT

さまざまな物がインターネットにつながる。Internet of Things（インターネット・オブ・シングス）の略。「モノのインターネット」と訳されることが多い。電車、自動車、工場、ビル、製造機械、飛行機のエンジン、冷蔵庫、洗濯機、農地、牧場の牛など、あらゆるものをネットワークに接続することで、それぞれの最新状態を示すデータを集め、その分析から、より最適な状態に導くようにフィードバックを返すことができる。

*32 : 化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料。主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。化石燃料を燃焼すると、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素（CO₂）や、大気汚染の原因物質である硫黄酸化物、窒素酸化物などが発生する。また、埋蔵量に限りがある枯渇性資源である。これらの問題を解決するために、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの開発や、クリーン化の技術開発が進められている。

*33：バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみガラ等がある。

バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油等と混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるため、地球温暖化防止に役立てることができる。

*34：環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響のうち、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるもの。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

*35：環境基準

「環境基本法」第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるものであり、ここまでは汚染してもよい、またはこれを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。

*36：ライフステージ

幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など人生の段階。各段階の節目で、家族構成、支出、社会や環境との関わり方といったライフスタイルが変わるとされている。

*37：ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）を

いい、プラスチックや漂白された紙を燃やした場合など、廃棄物の焼却過程で主に生成される毒性の強い物質。分子構造の違いによって、PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBは十数種類あり、それぞれ異なる毒性をもっている。急性毒性、慢性毒性、発ガン性、生殖毒性・免疫毒性、催奇形性があると考えられていて、具体的には心筋障害、肝臓の代謝障害、免疫異常、子宮内膜症などの影響の恐れがある。

*38：次世代自動車

「ハイブリッド自動車」、「電気自動車」、「プラグインハイブリッド自動車」、「燃料電池車」、「クリーンディーゼル自動車」などを指す。環境を考慮し、地球温暖化の防止を目的としているため、二酸化炭素の排出を抑えた設計になっている。燃費性能に優れた車種もあり、経済的なメリットもある。

*39：森林経営管理制度

平成31（2019）年に施行された「森林経営管理法」に基づく森林管理システム。適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を、林業経営者に集積・集約するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることを目的としている。

*40：ステークホルダー

企業や行政など、ある組織が下す意思決定によって、直接的・間接的な影響を受ける者の総称。利害関係者。

*41：やまがた健康住宅

最も寒い時期の就寝前に、暖房を切って翌朝暖房を稼働させない状況でも、室温が10℃を下回らない断熱性能と気密性能を有する住宅。これらの性能を持った住宅を山形県が「やまがた健康住宅」として認定している。ヒートショックによる、住宅内における事故や各種疾患の防止、住宅における冷暖房負荷のさらなる低減を目的とする。

*42：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH)

断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現したうえで、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなる住宅。ZEH（ゼッチ）という。

*43：統一省エネラベル

消費者が購入時に製品個々の省エネ性能について認識や比較できるようにするためのラベル。家庭用エアコン、電気冷蔵庫、液晶テレビ、温水洗浄便座、蛍光灯器具などを対象に、販売店の製品本体など見やすいところに表示され、その製品の省エネルギー性能や年間の目安電気料金などを確認することができる。

*44：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB)

断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現したうえで、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなる建物。ZEB（ゼブ）という。

*45：ICT

情報通信技術、または情報コミュニケーション技術。Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略。通信技術（IT）を使

って人とインターネット、人と人がつながる技術のこと。

*46：蓄電池

二次電池とも呼ばれ、繰り返し充電して使用できる電池のこと。スマートフォンのバッテリー等に使われているほか、近年は再生可能エネルギー設備と併用し、発電した電力を溜める家庭用蓄電池等が普及している。

*47：エコドライブ

不要なアイドリングや空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキといった行為をやめ、ゆるやかな発進や一定速度で走行するなど、車を運転する上で簡単に実施できる環境対策。

主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリング・ストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがあり、車の燃料消費量や二酸化炭素などの排出ガスの削減に有効とされている。

*48：アイドリング・ストップ

自動車などが走行していないとき、エンジンをつけたままにしている状態をアイドリングといい、そのアイドリングを停止させること。騒音・悪臭の防止や、燃料消費の無駄を減らし、大気汚染物質や温室効果ガスの削減に効果があることから、自動的に行う機能を採用する車種が増えている。

*49：eスタート

自動車の運転時、穏やかにアクセルを踏み込んで発進すること。エンジンの負荷を軽減し窒素酸化物（NO_x）、粒子状物質（PM）、二酸化炭素（CO₂）の排出量を低減することができる。発進から最初の5秒間で時速20kmに達するくらいの加速が目安となる。

*50：環境マネジメントシステム

事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組み。組織や事業者がその運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組むことを「環境マネジメント」といい、そのための向上や事業所内での体制・手続きなどの仕組みを環境マネジメントシステムという。組織のトップが方針を定め、個々の部門が計画（Plan）を立てて実行（Do）し、点検評価（Check）、見直し（Action）を行う仕組みで、この PDCA サイクルを繰り返し行うことで継続的な改善を図ることができる。

*51：ISO14001

国際標準化機構（ISO）が定めた環境を保護し、環境パフォーマンスを向上させるためのマネジメントシステム規格。あらゆる種類の組織が、社会経済的ニーズとバランスをとりながら、自主的に環境を保護し、変化する環境状態に対応するための枠組みを示している。

*52：エコアクション 21

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム（EMS）。事業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、国際標準化機構の ISO14001 規格を参考としつつ、中小事業者にとっても取り組みやすい環境経営システムのあり方を規定している。

*53：グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。平成 13（2001）年には国等によるグリーン調達を定める「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が制定されている。

*54：分散型エネルギー

再生可能エネルギー、未利用エネルギー、蓄電池、コージェネレーションシステムなど比較的小規模で、かつさまざまな地域に分散しているエネルギーの総称であり、従来の大規模・集中型エネルギーに対する相対的な概念。需要地で地産地消することによる送電ロスの低減、非常時のエネルギー供給の確保、地域資源の有効活用を通じた地域経済の活性化などが期待される。

*55：コージェネレーションシステム

熱源より電力と熱を生産し供給するシステムの総称。国内では「コージェネ」あるいは「熱電併給」と呼ばれる。ガスや石油等を燃料として、内燃機関（エンジン、タービン）や燃料電池等の方式により発電を行って、その際に発生する熱を活用する方法や蒸気ボイラーと蒸気タービンで発電を行って蒸気の一部を熱として活用する方法がある。

*56：エコ通勤

従業員の通勤方法を自家用車から公共交通機関（電車・バス）や自転車、徒歩などの環境にやさしい方法に切りかえることについて、事業所全体で考える取組み。

*57：山形市立地適正化計画

「都市計画法」を中心とした従来の土地利用規制に加え、医療や福祉、商業などの都市機能と住宅などの居住機能を一定の区域に緩やかに誘導するとともに、これらの区域とその他の居住地を利便性の高い公共交通ネットワークにより連携することで、持続可能な都市構造を実現することを目的とした計画。「山形市都市計画マスタープラン」に基づき「拠点ネットワーク型集積都市」の実現に向けた取組みを進めるにあたり、具体的な拠点の配置やネットワークのあり方を明らかにしている。

*58：自動車 CASE

自動車業界における4つの技術革新の潮流である「Cononnected（コネクティッド：インターネットとつながる）」、「Autonomous（オートノマス：自動運転）」、「Shared（シェアード：共有）」、「Electric（エレクトリック：電動化）」を1つにまとめた呼称。

*59：雨水貯留浸透施設

雨水を一時的に溜めたり、地下に浸透させることで、下水道や河川への流出量を抑える施設。貯留した雨水をポンプで汲み上げて散水等の雑用水として利用することもできる。

土地開発によりアスファルトの道路やコンクリートの建物が増加し、雨水が地中に浸透する土地の面積が減少したことで、大雨が降ると大量の水が短時間のうちに下水道や河川に排出され、大規模な浸水被害が頻発するようになった。地下に浸透せずに河川や下水道へと流出する雨水を効率よく浸透させることで、雨水による浸水被害防止に加えて、地下水の涵養にも効果がある。

*60：山形市災害廃棄物処理計画

「山形市地域防災計画」及び「山形市一般廃棄物処理基本計画」における災害廃棄物の処理に関する事項を補完する計画。災害廃棄物処理に関する基本的事項をあらかじめ定め、災害時に発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することにより、早期の復旧・復興に資することを目的とする。

*61：資源効率

環境影響を最小化しながら、持続可能な方法で地球上の限られた資源を利用すること。

*62：持続可能な公共調達

行政が商品・サービスを購入する際に、そのライフサイクルを通じて環境、社会、経済への便益に偏りがなく、持続可能な発展につながるものを選択すること。

*63：エコ・クッキング

環境に配慮した食生活。食べ物やエネルギーを大切にし、水を汚さず、ごみを減らしながら地球にやさしい料理をつくること。下記の5つを基本とする。

- (1) 食べ物の選び方・買い方を工夫する
- (2) 環境に負担の少ない料理をする
- (3) 洗い方・後片付けの手順は環境を考えて行う
- (4) 上手に食品を保存する
- (5) 活かし方・捨て方を工夫する

※「エコ・クッキング」は東京ガス株式会社の登録商標です。

*64：30・10（さんまる・いちまる）運動

家庭や飲食店での食品ロス削減に取り組む運動。本市では、飲食店での食べきりや家庭の冷蔵庫の中の整理整頓について啓発を行っている。

*65：マイクロプラスチック

5mm以下の微細なプラスチックごみ。洗顔料や歯磨き粉のスクラブ材等に利用されているマイクロビーズなどマイクロサイズで製造されたプラスチック（一次的マイクロプラスチック）と大きなサイズで製造されたプラスチックが海洋に流出し、漂着するまでに、自然環境中で破碎・細分化され、マイクロサイズになったもの（二次的マイクロプラスチック）がある。生態系・漁業・環境などにさまざまな悪影響を引き起こしているとされる。

*66：一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般家庭の日常生活に伴って生じる「家庭系一般廃棄物」と、事業活動に伴って生じる「事業系一般廃棄物」に分けられる。

*67：産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物であって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定された20種類の廃棄物。あらゆる事業活動に伴い発生した燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじんの12種類と、特定の事業活動に伴い生じた紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体の7種類と、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの。

*68：PCB

人工的に作られた、主に油状の化学物質。Poly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略称。水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙などさまざまな用途で利用されていた。脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、さまざまな症状を引き起こすことが報告されており、現在は製造・輸入ともに禁止されている。PCBが使用された電気機器などのPCB廃棄物は、法令で定められた期限までに処分する必要がある。

*69：山形市食育・地産地消推進計画

「食育基本法」に基づく市町村食育推進計画であり、また、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（6次産業化・地産地消法）」に基づく市町村地産地消計画。「食」を取り巻く環境などを踏まえ、基本目標や施策等の方向性を示し、食育・地産地消を総合的に推進することを目的としている。

*70：環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

*71：山形市農作物鳥獣被害防止計画

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針」に基づき、本市の鳥獣被害の防止施策を総合的かつ効果的に実施するために策定された計画。

*72：バッファゾーン

緩衝地帯。鳥獣被害対策においては、農地と山林との間に緩衝地帯を設置することで、野生鳥獣が農地に侵入しにくくなる効果が期待できる。

*73：光化学オキシダント

工場や車から出る窒素酸化物や炭化水素（揮発性有機化合物（VOC））が太陽からの紫外線のエネルギーによって反応して作り出されるオゾン、PAN（ペルオキシアセチルナイトレート）、アルデヒドなどの汚染物質の総称。光化学オキシダントの濃度が高くなり、遠くの景色やビルが「もや」がかかったように見えにくくなったりする状態を光化学スモッグという。

高濃度になると、目がチカチカする、涙が異常に出る、喉が痛む、咳が出るなどの健康被害が報告されており、特に、子供、高齢者、体が弱い人などは注意が必要である。

*74：揮発性有機化合物（VOC）

揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称。塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤、ガソリン、シンナーなどに含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチルなどが代表的な物質。大気中での光化学反応により、光化学スモッグを引き起こす原因物質の1つとされている。

*75：フロン類

フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）の総称。フロン排出抑制法では、クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）を「フロン類」と呼んでいる。化学的に極めて安定した性質で扱いやすく、人体に毒性が小さいといった性質を有していることから、エアコン、冷蔵・冷凍庫の冷媒や、建物の断熱材、スプレーの噴射剤など、さまざまな用途に活用されてきた。しかし、オゾン層の破壊、地球温暖化といった地球環境への影響が明らかになったため、より影響の少ないフロン類や他の物質への代替が進められている。

*76：アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物。繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因となる。日本では、平成元（1989）年に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。また、「大気汚染防止法」に基づき、特定建築材料が使用されている建築物等の解体、改造、補修作業を行う際には、事前に都道府県等に届出を行い、石綿飛散防止対策（作業基準の遵守）が義務付けられている。

*77：雨水浸透施設

雨水を集めて地下に浸透させ、雨水の流出を抑制する施設。浸透ます、浸透トレンチ、透水性の舗装などがある。地下水の涵養にも効果がある。

*78：地下水人工涵養事業

水を人工的に地下に浸透させ、地下水補給を行う事業。地表あるいは地下の浅い所から、不飽和帯を通して地中に浸透させる拡水法と井戸を利用して帯水層に直接注入する井戸法に大別される。拡水法による一般的な手法として、浸透ます、浸透トレンチなどがある。

*79：オゾン層の破壊

大気中に排出されたフロンなどの化学物質が引き起こす現象。オゾン層は、成層圏で太陽光線の中の有害な紫外線を吸収することにより、生命を保護する役割を果たしているが、フロンなどの化学物質は大気中でほとんど分解されず成層圏へ到達し、そこでオゾン層を破壊してしまう。オゾン層が減少すると、地表に達する有害紫外線の量（UV-B）が増え、皮膚がんや白内障などの増加、免疫機能の低下や成長阻害をはじめとする人体や動植物への影響など様々な悪影響が引き起こされる可能性がある。かつてはスプレーや冷蔵庫、電子部品の洗浄剤などからフロンが排出されていたが、フロン排出抑制法等により、現在はフロン類の回収が推進されている。

*80：受動喫煙防止

受動喫煙とは、人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること。「健康増進法」では、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の人が利用する施設等の区分に応じ、喫煙可能な場所を除き、原則屋内禁煙が義務付けられている。本市では受動喫煙による健康への悪影響から子どもを守るため、「子どもの受動喫煙防止条例」（令和3（2021）年3月1日）を制定し、市民・事業者等の責務として、受動喫煙による健康への悪影響に関する理解を深めるとともに、いかなる場所においても、子どもの受動喫煙防止に努めること等を規定している。

*81：ヒートアイランド現象

都市部が郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見える現象。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生に加え、都市の地面の大部分はコンクリートやアスファルトなどに覆われて乾燥化した結果、夜間気温が下がらない事により発生する。特に夏には、エアコンの排熱が室外の気温をさらに上昇させ、また上昇した気温がエアコンの需要をさらに増大させるという悪循環を生み出している。

*82：保存樹制度

昭和 54（1979）年に定めた「山形市樹木の保存に関する要綱」に基づき、みどり豊かな美観や風致を維持し、市民の健康と生活環境の向上を目的として保存樹・保存樹林・保存生垣の指定を行う制度。

*83：風致地区

自然景観を保全しその風致を維持するための地区。地域内における樹木の伐採や建設等については許可が必要となる。本市では「馬見ヶ崎風致地区」、「千歳山風致地区」の2地区が指定されている。

*84：美わし山形スクールエコプラン

山形市教育委員会により策定された山形市学校環境推進計画。地域と家庭、関係機関と連携を図り、地域の自然環境や社会環境を生かし、地域の人と関わり合う学習を進めることで、環境に対する豊かな感受性と正しい認識をもった、環境にやさしい生活の実践者の育成を目的としている。

*85：山形市コミュニティファンド

市民活動支援基金。寄せられた寄附は、本市を中心とした地域貢献活動を行う市民活動団体への補助を通じて、さまざまな地域貢献に活用される。市民・事業者・行政が、適切な役割を担い、協力・補完し合いながら、地域課題の解決に繋げる地域貢献型のファンドである。

*86：ESD（持続可能な開発のための教育）

持続可能な社会づくりの担い手を育む教育。エデュケーション・フォー・サステイナブル・ディベロプメント（Education for Sustainable Development）の略称。環境、貧困、人権、平和、開発といったさまざまな現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し持続可能な社会を創造していくことを目指している。

*87：SNS

登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の略称。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えている。

*88：キャンドルスケープ in やまがた

節電と地球温暖化防止の啓発を図ることを目的に、電気を消してキャンドルを灯し、夜空の素晴らしさとキャンドルの灯りの温かさを実感するイベント。学生やNPO 団体、商店街等との連携により、平成 17（2005）年度から夏至頃に開催されている。

第4次山形市環境基本計画
みんなで創る 豊かな自然と笑顔輝く
持続的発展可能なまち

発行 令和3年3月
発行者 山形市 環境部 環境課
山形市旅籠町二丁目3番25号
TEL 023 (641) 1212 (代)